

和鮪統一許諾マーク使用許諾要領

平成 29 年 12 月 1 日 制定

一般社団法人全国鮪解体師協会が商標登録出願している和鮪統一マーク（以下「許諾許諾マーク」という。）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

国産和鮪を国内流通、または海外に輸出するにあたり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質に応じた適正な価格提供等を国内外の消費者にアピールすることを目的として定められた許諾マークの使用のため、この基準を定める。

2. 図柄等

- (1) 許諾マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) 許諾マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) 許諾マーク本体に重ならない範囲で、上下に文字等を書き込んで使用することができる。
- (4) 併記する文字は、一般社団法人全国鮪解体師協会（以下「JADT」という。）の許諾を得たものに限る。

3. 許諾マークの商標権

- (1) 許諾マークの商標権は、JADT が所有する。
- (2) この許諾マークは、無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。
- (3) この許諾マークの使用を JADT から許諾された者（使用者）は、他人に許諾マークの使用権を譲渡することはできない。
- (4) この許諾マークと誤認される類似の許諾マークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

4. 許諾マークの使用申請及び承認

- (1) 許諾マークの使用を希望する者は、「様式1」により JADT 会長宛てに申請しなければならない。
- (2) JADT は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、許諾の旨を回答するとともに、「様式2」の「和鮪統一許諾マーク使用許諾証」を発行する。
- (3) JADT は、許諾マークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、許諾マーク使用の許諾を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置を講ずることができる。
- (4) なお、国、地方公共団体及び会長が適当と認める団体が、広く許諾マークの普及活動

を行う目的で使用する場合には、当該団体からの使用許諾申請及び許諾の手続きを省略することができる。

5. 許諾マークの表示条件

(1) 許諾マークは、下記の条件を満たす和鮪を販売する際またはこれを宣伝する際に表示できるものとする。

① 許諾マークを表示できる和鮪は、i の要件を満たすことが、和鮪認証制度に基づく登録制度等により証明でき、かつ、i 及び ii の要件を満たすことが、和鮪認証制度により確認できる鮪とする。

i 次に掲げる品種のいずれかに該当する鮪であること。

イ 黒鮪 ロ 印度鮪 ハ 目鉢鮪 ニ 黄肌鮪 ホ ビンチョウ鮪

ii 国内で養殖された鮪であること。

② ①の「和鮪登録制度等により証明」できるものとは、次に掲げる書類のいずれかを有しているものとする。

i (一社) 全国鮪解体師協会が発行する次の書類。 イ 和鮪登録証明書 ロ 品質を証明する書類

③ ①の「和鮪認証制度により確認」できるものとは、鮪の個体識別のための情報「漁場・船名・漁法・産地・鮪種類・目方・品質・流通過程における各業者毎の詳細等」の管理及び養殖履歴が確認できるものとする。

(2) 許諾マークは、前項に規定される商品及び当該商品をまとめて収納する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱にマークの使用を許諾された者(以下「使用者」という)氏名又は販売者氏名を明記しなければならない。

(3) 許諾マークは、日本産和鮪のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に製作者氏名を明記しなければならない。

(4) 前3項に規定するもののほか、会長が特に必要があると認めるものに使用するとき。

6. 許諾マークの表示方法

(1) 許諾マークはシールに印刷し、商品自体、商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。

(2) 許諾マークは商品の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

(3) 許諾マークは日本産和鮪のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット、名刺、はがき等の販促物に印刷表示することができる

7. 許諾マークの使用料

許諾マークの使用料は無料とする。

ただし、許諾マークの表示にかかる経費は、使用者の負担とする。

8. 使用者の義務

(1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

(2) 使用者は、第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに JADT に通知しなければならない。

(3) 使用者は、第三者との係争・審判・訴訟等について、JADT に協力して対処するものとする。

(4) 使用者は、使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し 全責任を負い、JADT に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(5) 使用者は、JADT から要請がある場合は、許諾マークの使用実態の報告又は使用商品等の提出を行わなければならない。

9. 許諾マークの適正使用

許諾マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を講ずる。

- 一 警告
- 二 使用承認取消し
- 三 社名公表
- 四 訴訟

10. 使用期間

使用期間は設けないこととする。

11. この要領の解釈その他の疑義は、会長が決定するものとする。

12. 施行月日

この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

(様式 1)

和鮪統一許諾マーク使用許諾申込書

年 月 日

一般社団 全国鮪解体師協会 会長 殿

申請者[使用予定者]

(所在地) 〒

(名称)

(代表者) 印

(電話番号)

(ファクシミリ)

(E-mail)

和鮪統一許諾マークの使用にあたり、貴会で平成29年12月1日制定の「和鮪統一許諾マーク使用許諾要領」を承認の上、下記のとおり使用許諾を申請します。

記

1. 許諾マークを使用するもの（該当箇所にチェックする）
 商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺 はがき
 その他（ ）

2. 許諾マーク、許諾マークシール等の印刷予定数
(1) 印刷アイテム予定数：() 個
(2) 総印刷予定数（個）数：()（個）枚
(3) 許諾マークの大きさ：タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

3. 併記する文字 有り（ ） 無し
※併記する文字が有る場合は、許諾マークに文字を併記した図案を、資料として添付すること。

4. 使用国・地域
(国・地域名：)
※国内外での流通ルート等がわかる資料を添付すること。

5. 貴社業態：(該当箇所にチェックする)
 商社 メーカー 生産者 その他（ ）

6. 問合せ先

(1) 部署名 :

(2) ご担当者名 :

(3) TEL・FAX :

(4) E-mail

※記入上の留意事項

上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。

(様式 2)

和鮪統一許諾マーク使用許諾証

年 月 日

〇〇 株式会社

〇〇〇〇 殿

一般社団法人 全国鮪解体師協会 会長〇〇

年 月 日付けで和鮪統一許諾マークの使用許諾申請のあったことについて、本通知により許諾する。